

# 八戸市農業委員会 12 月総会議事録

日時：平成 29 年 12 月 8 日（金）午後 1 時 30 分  
場所：八戸市庁別館 2 階 会議室 C

## 出席した委員

農業委員数：17 名

1 番 三浦 豊、2 番 籠田 悦子、3 番 木村 武美、4 番 馬場 豊、  
5 番 釜石 幸史朗、6 番 内沢 豊、8 番 村上 正憲、9 番 西野 茂雄、  
10 番 明戸 政勝、11 番 山内 光興、12 番 加藤 浩幸、13 番 松橋 剛志、  
14 番 寺沢 和則、16 番 阿達 福壽、17 番 狛守 文宏、18 番 長根 昭男、  
19 番 中村 正記

農地利用最適化推進委員数：22 名

1 番 木村 弁一、2 番 坂下 彌一、3 番 河原木 一実、4 番 田名部 浩、  
5 番 大久保 秀幸、6 番 清川 新一、7 番 赤坂 力雄、8 番 田中 忠二、  
9 番 三浦 勝浩、10 番 山田 貴光、11 番 齋藤 正人、12 番 下館 敏、  
13 番 橘 由正、14 番 荒川 喜一郎、15 番 高橋 勝男、16 番 高橋 政典、  
17 番 金谷 由松、18 番 坂 文雄、19 番 松倉 賢六、20 番 上明戸 桂、  
21 番 森 庄次郎、22 番 森 光男

## 欠席した委員

農業委員：7 番 谷地 秀典、15 番 赤坂 英夫  
農地利用最適化推進委員：なし

## 職務のため出席した職員

事務局長 上村 智貞、事務局次長（農地 GL）寺沢 智幸、農政 GL 村上 司  
主幹 大里 知矢、技師 深堀 成美、主事 田中 野

上村事務局長

それでは、ご案内の時間となりましたので、総会を開会いたします。  
本日は、谷地委員、赤坂委員から都合により欠席される旨の連絡をいただいておりますので、ご報告いたします。

会議に先立ち、「八戸市農業委員会憲章」の唱和を行います。

次第の裏面をご覧ください。

唱和は全員ご起立の上、馬場会長職務代理者のご発声に続いてお願いいたします。

会長職務代理者

(八戸市農業委員会憲章唱和)

上村事務局長

ありがとうございました。

それでは、会長、よろしく申し上げます。

会長

本日は、年末の大変お忙しい中、ご出席いただきまして、ありがとうございます。また、先月の24日に行われました、青森県農業委員会大会には、多くの方に出席していただきまして、ありがとうございました。朝から長時間にわたり、大変お疲れ様でした。また、私は先月の29日と30日に東京で開催されました、農業者年金加入推進セミナーと全国農業委員会会長代表者集会に出席してまいりましたけれども、農業者年金のセミナーでは3件の活動事例報告がありました。活動では、JAと協力して、制度のPRリーフレットを配布したり、戸別訪問や合同説明会を行い、JAとの連携が成果をあげているとのことでした。記念公演では、自営業者は自分のことが後回しになりがちですが、健康診断や人間ドックを活用して健康には留意してくださいとのことでした。30日の代表者集会では、農地利用の最適化に全力を挙げようをテーマに4つの委員会の代表のパネルディスカッションが行われましたが、農地に対する活動を、農業委員と推進委員がともに行うことが重要であり、積極的に戸別訪問活動や現場を歩くことが、農地利用の最適化に繋がるというお話でした。私たち八戸市農業委員会も、この地域に合った活動を考えていかなければならないと感じてまいりました。本日も議案、協議案件の慎重審議にご協力をよろしくお願いいたします。

ただいまから議事に入ります。

出席委員は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

本日の議事につきましては、お手元にお配りしております次第により、議事を進めます。

なお、議案の説明及び質問などは、ご起立の上、お願いいたします。

日程第1

日程第1、議事録署名者の指名を行います。

会長

お諮りします。議事録署名者の指名につきましては、本職から指名いたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご異議なしと認めます。それでは本職から指名いたします。  
議事録署名者に、12番 加藤浩幸委員、13番 松橋剛志委員、両氏を指名いたします。

日程第2  
会長

次に、日程第2、議案第36号、別段面積の変更の必要性についてを議題といたします。  
それでは、事務局から、説明願います。

深堀技師

事務局の深堀よりご説明いたします。資料1ページ及びA4、1枚ものの右上に参考資料と書かれてあります農地法令を抜粋した資料をご覧ください。

農地の権利移転につきましては、農地法第3条第2項第5号の規定により、現に耕作している面積を含めて、都府県の場合50アール以上なければ権利移転できないこととされておりますが、同号括弧書きに基づき、別段面積を定め公示すれば、50アールを下回っても権利移転出来ることとされております。そのため現在、八戸市の別段面積は、30アールで設定されております。

別段面積の変更の必要性については、平成21年1月23日付け農林水産省経営局長通知により、毎年、別段面積の設定又は変更の必要性を検討することとされております。

また、別段面積の設定にあたっては、農地法施行規則第17条第1項の規定により、第1号、設定区域が自然的経済的条件からみて営農条件がおおむね同一と認められる地域であること、第2号、設定面積は10アール以上であること、第3号、設定する面積未滿を経営する農家数が、全体の農家数に占める割合の40%を下回らないように算定されるものであることとされております。

当市の農家数の状況でございますが、2015年農林業センサスの経営耕地面積規模別農家数調べでは、八戸市で30アール未滿の農地を経営する農家数の比率は、全体の46%となっております。

以上の状況により、別段面積について、現行のまま変更なしの八戸市内全域、30アールとしてよいか、ご審議くださるようお願いいたします。

以上、説明を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、ご質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いします。本案を承認することにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご異議なしと認めます。  
よって本案は承認することに決しました。

日程第3  
会長

次に、日程第3、議案第37号、農地法第3条第1項の規定に基づく許可についてを議題といたします。

それでは、調査を担当されました委員から、説明願います。

田名部委員

田名部から報告いたします。去る11月29日、阿達農業委員と市庁本館地下会議室におきまして、番号47番と番号50番を調査してまいりましたので報告いたします。始めに、47番を報告いたします。資料3ページをお開きください。

3条47番

渡人の住所、氏名、年齢及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。調査には両者とも代理人が出席しました。両者の関係は知人で、態様別は売買です。申請理由は、受人は規模拡大、渡人は離農のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における譲受人の作付計画は水稻です。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例ですが、受人は今年の9月に田を取得しています。通作距離2kmで、耕作道あり。受人の耕作地あり。農地集団化あり、宅地化、休耕地・山林地なし。農業経験は20年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男2人、女2人で、うち農業専従者は男1人、女1人、兼業者も男1人、女1人でございます。農機具保有状況は、トラクター、トラック、田植機、コンバインを各1台所有しています。

以上、調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

上明戸委員

続きまして、上明戸から報告します。去る11月29日、寺沢農業委員と市庁本館地下会議室におきまして、番号48、49、51、52、53番を調査してまいりましたので報告いたします。始めに48、49番を報告いたします。

いずれの案件も、渡人の住所、氏名及び受人の住所、氏名、世帯、耕作状況並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3条48番

48番ですが、調査には、両者とも代理人が出席しました。両者の関係は知人で、態様別は売買です。申請理由は、受人は規模拡大、渡人は労力不足です。申請地における貸付けはなく、過去3年間における農地の取得・売却事例も、ありません。譲受人の作付計画は葉たばこ、ながいもです。通作距離

3条 49番

は1kmで、耕作道あり。受人の耕作地あり。農地集団化あり。宅地化なし、休耕地・山林地はなし。農業経験は18年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男3人、女3人で、うち農業専従者は男2人、女2人でございます。農機具保有状況ですが、トラクター3台、田植機、管理機、バインダーを各1台保有しております。

続きまして49番ですが、調査には、受人は本人が、渡人は代理人が出席しました。両者の関係は知人で、態様別は売買です。申請理由は、受人は規模拡大、渡人は労力不足です。申請地における貸付はなく、過去3年間における農地の取得・売却事例はありません。譲受人の作付計画は水稻です。受人は65歳以上ですが、後継者として息子がおります。通作距離は1kmで、耕作道はありませんが、公道に通じる隣地の通行承諾書が提出されています。受人の耕作地はなし。農地集団化あり。宅地化なし。休耕地・山林地あり。農業経験40年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。受人の労働力ですが、世帯員は男1人で、農業専従者も男1人です。農機具保有状況は、トラクター、草刈機、田植機を各1台保有しています。

いずれの案件も、調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

田名部委員

続きまして、再度田名部から資料4ページ、番号50番についてご報告いたします。

3条 50番

渡人の住所、氏名、年齢及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。調査には両者とも本人が出席しました。両者の関係は特にありません。態様別は売買です。申請理由は、受人は規模拡大、渡人は離農のためです。申請地の貸付けはなく、申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例はありません。申請地における譲受人の作付計画は水稻です。通作距離2kmで耕作道あり。受人の耕作地あり。農地集団化あり、宅地化、休耕地・山林地なし。農業経験は30年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男1人、女2人で、うち農業専従者は男1人、女1人、兼業者は女1人でございます。農機具保有状況は、トラクターを2台、田植機、コンバインを各1台保有しています。

以上、調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

上明戸委員

続きまして、再度上明戸から、番号51番から53番についてご報告いたします。

3条 51番

いずれの案件も、渡人の住所、氏名、年齢及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

51番ですが、調査には、受人は代理人が、渡人は本人が出席しました。

両者の関係は知人で、態様別は売買です。申請理由は、受人は規模拡大、渡人は規模縮小です。申請地の貸付けはありません。申請地における譲受人の作付計画はながいも、そば、きぬさやです。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例ですが、受人は今年の3月と8月と11月に畑を取得し、渡人は今年11月に畑を手放しています。受人は65歳以上ですが、後継者として、同居の息子がおります。通作距離4kmで、耕作道あり。受人の耕作地なし。農地集団化あり、宅地化は4番目のみあり、その他はなし、休耕地・山林地なし。農業経験は30年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男2人、女1人で、うち農業専従者は女1人、兼業者は男2人でございます。農機具保有状況は、トラクター、耕運機、トレンチャーを各1台、トラックを2台、草刈機を3台保有しています。

3条 52 番

続きまして、52番ですが、調査には、両者とも代理人が出席しました。両者の関係は特にありません。態様別は売買です。申請理由は、受人は規模拡大、渡人は離農のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における譲受人の作付計画は大根、水稻です。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例ですが、受人は51番と同じですので、先ほど報告しましたとおり、今年の3月と8月と11月に畑を取得しております。渡人は平成27年6月に当該田と畑を取得していましたが、父親が病気になり、労力不足になってしまったため、今回手放すそうです。通作距離3kmで、耕作道あり。受人の耕作地なし。農地集団化あり、宅地化なし、休耕地・山林地あり。年金、税猶予等はありません。受人のその他の状況は、先ほど51番で報告したとおりでございます。

3条 53 番

続きまして、資料5ページ、53番ですが、調査には、両者とも代理人が出席しました。両者の関係は、知人です。態様別は解除条件付賃貸借です。解除条件付賃貸借とは、農地所有適格法人でない法人が、農地を貸借する場合の態様別であり、農地を適切に利用しない場合に、渡人は契約を解除できる賃貸借です。申請理由は、受人は新規就農、渡人は受人の要望です。申請地の貸付けはなく、申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例はありません。申請地における譲受人の作付計画はワイン用ブドウです。通作距離15kmで、耕作道はありませんが、公道に通じる隣地の通行承諾書が提出されています。受人の耕作地なし。農地集団化あり、宅地化、休耕地・山林地なし。地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。譲受人の労働力ですが、農業専従者は男1人、女1人です。農機具保有状況は、トラクターと草刈機を各1台導入予定だそうです。

いずれの案件も、調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

高橋勝男委員

続きまして、高橋から報告いたします。去る11月29日、阿達委員と市庁本館地下会議室におきまして、資料5ページ、番号54番・55番を調査

3条 54番・55番

してまいりましたので報告いたします。

54番と55番ですが農地の交換ということで、受人と渡人が入れ替わったセットの案件ですので一括して報告します。54番55番ともに、渡人の住所、氏名、年齢及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

54番の受人は本人が、渡人は代理人が出席しました。55番はその逆でございます。両者の関係は親子でございます。態様別は交換です。申請地は隣接した2つの農地で、今回申請した理由は、耕作の利便を図るためであり、農地を交換することで、54番の渡人の農地がひとまとまりになり、農作業の効率化が図られるものであります。両者とも申請地における作付計画は、キャベツ、白菜、じゃがいも等で、申請地における貸付もなく、過去3年間における農地の取得・売却事例もございません。申請地周囲の状況でございますが、耕作道あり。受人の耕作地あり。農地集団化あり。宅地化、休耕地・山林地なし。農業経験は54番の受人は70年、55番の受人は40年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はございません。受人の労働力ですが、世帯員は男1人、女2人、うち農業専従者は女2人、兼業者は男1人でございます。農機具保有状況ですが、草刈機とトラクターを各1台保有しています。

調査の結果、両案件とも許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

会長

ただいまの説明に対し、ご質疑等ございませんか。

松橋委員

はい。

会長

松橋委員。

松橋委員

49番と50番ですが、後継者はいるのでしょうか。また、51番と52番ですが、大森の土渡にそばときぬさやを作付けするということですが、きぬさやを約9反歩というのは、受人には従業員もいるようなんですけれども、厳しいのではないかと。受人の農地を全て合わせると12町歩くらいだと思いますが、荒廃農地になるよりはいいことですが、その辺りも指導をしていただきたいという意見として、お願いします。

深堀技師

深堀からご説明します。49番と50番の後継者についてですが、49番は別居ですが息子がいるそうです。50番は同居の娘がいて、現在も兼業で農業を手伝っているそうです。あと、51番と52番のきぬさやの面積が広いということだったのですが、全部がきぬさやというわけではないのですが、現状の作目をやっていくというお話でした。

会長	<p>その他ございませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
会長	<p>ご質疑等なしと認めます。</p> <p>委員の皆様にお伺いします。本案を承認することにご異議ございませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
会長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は承認することに決しました。</p>
日程第4 会長	<p>次に、日程第4、議案第38号、平成29年度第9号八戸市農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。</p> <p>それでは、事務局から説明願います。</p>
田中主事	<p>事務局の田中から、議案第38号、平成29年度第9号八戸市農用地利用集積計画の決定についてをご説明いたします。資料7ページをお開き願います。</p> <p>今回の利用権設定件数は賃貸借3件、使用貸借2件の計5件となっております。借り手及び貸し手の人数につきましては、借り手4名、貸し手5名で、利用権設定面積は17,371㎡でございます。借り手及び貸し手の住所、氏名、並びに利用権を設定する土地の表示、借り手の耕作状況、農機具保有状況は資料に記載のとおりでございます。</p>
利用集積1番	<p>番号1番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、6年間賃貸借するもので、賃借料につきましては10a当たり年間7,000円でございます。</p>
利用集積2番～3番	<p>番号2番、番号3番は、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、5年間賃貸借するもので、賃借料につきましては総額年間で米1俵でございます。</p>
利用集積4番	<p>番号4番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、5年間使用貸借するものでございます。</p>
利用集積5番	<p>番号5番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、5年間使用貸借するものでございます。</p> <p>公告年月日は、平成29年12月14日を予定しております。</p> <p>以上、説明を終わります。</p>
会長	<p>ただいまの説明に対し、ご質疑等ございませんか。</p>



(なしの声あり)

会長

ご質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いします。本案を承認することにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第5  
会長

次に、日程第5、議案第39号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可についてを議題といたします。

それでは、調査を担当されました委員から、説明願います。

寺沢委員

寺沢から報告します。去る11月29日、阿達委員と本館地下会議室において、議案第39号の24番を調査してまいりましたので報告します。

5条24番

資料9ページをお開き願います。受人及び渡人それぞれの住所、氏名、職業並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。調査には、受人、渡人ともに代理人が出席しました。両者の関係は親子です。態様別は贈与。転用目的は、住宅1棟建築です。実施計画は、平成29年12月15日から平成30年4月30日。資金調達計画は借入資金です。他法令との関連は、農用地区域外、開発許可が必要ですが事前相談済み、埋蔵文化財区域外、土地改良区の意見は不要です。被害防除措置として、浄化槽、浸透枡を設置します。立地条件は、八戸市立東中学校から南西側約220mに位置し、畑・宅地に囲まれております。市道に接続しており、用排水路はありません。農地区分は第3種農地です。権利調整措置並びに年金、税猶予等は、全てなしとなっております。事業計画の内容は、転用許可の基準に照らし、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で、報告を終わります。

阿達委員

阿達から報告します。去る11月29日、寺沢委員と、議案第39号の25番、26番を現地調査し、その後市庁本館地下会議室において、受人と渡人から事情等を確認、調査してまいりましたので報告します。

いずれの案件も、受人及び渡人それぞれの住所、氏名、職業並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

5条25番

番号25番ですが、調査には、受人は代理人が、渡人は本人が出席しました。両者の関係は特にありません。態様別は売買です。転用目的は、住宅1棟建築です。実施計画は平成30年2月1日から平成30年4月30日。資金調達計画は借入資金です。他法令との関連は、農用地区域外、開発許可が必

要ですが事前相談済みで、開発審査会の意見は年内に許可予定であるということ。埋蔵文化財は根城跡内ですが、すでに平成8年に発掘調査済みです。土地改良区の意見は不要です。被害防除措置として、汚水は公共下水道へ接続します。立地条件は八戸市立江南小学校から西側約150mに位置し、畑・宅地に囲まれております。市道に接続しており、用排水路はありません。農地区分は第3種農地です。権利調整措置並びに年金、税猶予等は、全てなしとなっております。

5条 26番

続いて、番号26番ですが、調査には、受人、渡人ともに本人が出席しました。両者の関係は特にありません。態様別は売買です。転用目的は、住宅1棟建築です。実施計画は平成30年1月20日から平成30年5月30日。資金調達計画は自己資金です。他法令との関連は、農用区域外、開発許可が必要ですが事前相談済み、埋蔵文化財区域外、土地改良区の意見ですが下長土地改良区より適当であるとの意見書が提出されています。被害防除措置として、汚水は公共下水道へ接続します。立地条件は青森県八戸合同庁舎から東側約400mに位置し、南側に住宅を挟んで、裏手に西園小学校があります。田・宅地に囲まれております。市道に接続しており、用排水路はありません。農地区分は第2種農地で、許可相当と判断した理由は、受人の自宅及び敷地が県道白銀市川環状線の事業用地として買収されるため、その代替地として自宅近くの土地を検討したところ申請地が最も条件に合ったためです。権利調整措置並びに年金、税猶予等は、全てなしとなっております。

いずれも事業計画の内容は、転用許可の基準に照らし、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で、報告を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、ご質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いします。本案を承認することにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第6  
会長

次に、日程第6、議案第40号、農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定についてを議題といたします。

それでは、事務局から説明願います。

事務局寺沢より、議案第 40 号、農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定についてを説明いたします。別冊の資料をご覧ください。

まず、この指針の策定ですが、農業委員会法の改正により、新制度に移行した農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に関する指針を定めるように努めなければならないとされていることから、本市農業委員会においても新たに策定するものであります。策定にあたっては、全国農業会議所より参考例が示されておりますので、それに倣って案を作成しております。では、順に説明いたします。

第 1、基本的な考え方ですが、指針の目標年については、国が決定した農林水産業・地域の活力創造プランの目標年次である平成 35 年に合わせるとともに、農業委員及び推進委員の改選期である 3 年ごとに検証し、見直しを行うことといたします。また、単年度の具体的な活動については、毎年 5 月に策定する農業委員会事務の実施状況等の公表についてでの目標及びその達成に向けた活動計画の内容のとおりといたします。

次に、第 2、具体的な目標と推進方法の、1 遊休農地の発生防止・解消についてを説明いたします。(1) 遊休農地の解消目標ですが、現状と、3 年後平成 32 年 3 月の目標、最終年 35 年 3 月の目標は表のとおりとなっております。目標設定の考え方ですが、単年度の解消目標面積は、平成 29 年度の農業委員会事務の実施状況等の公表に基づき 10ha とし、3 年後では 10ha×3 年の 30ha 減で 309.4ha となります。ただし、目標最終年については、新・農地を活かし、担い手を応援する全国運動の運動目標に基づき、遊休農地の面積及び割合は、ゼロを目標としております。(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法ですが、①農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について、2 ページにまいりまして、②農地中間管理機構との連携について、③非農地判断についての各項目について記載しております。

次に、2 担い手への農地利用の集積・集約化についてに移ります。(1) 担い手への農地利用集積目標ですが、現状並びに 3 年後と最終年の目標は、表のとおりであります。目標設定の考え方ですが、単年度の集積目標面積は、平成 29 年度の農業委員会事務の実施状況等の公表に基づき 36.2ha としており、3 年後では 36.2ha×3 年の 108.6ha 増で 967.4ha となります。ただし、目標最終年については、農林水産業・地域の活力創造プランの政策目標に基づき、担い手への農地利用集積率は 80%を目標としております。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法ですが、①農地中間管理機構等との連携について、②農地の利用調整と利用権設定について、3 ページにまいりまして、③農地の所有者等を確知することができない農地の取扱いの各項目について記載しております。

次に、3 新規参入の促進についてに移ります。(1) 新規参入の促進目標ですが、現状並びに 3 年後と最終年の目標は、表のとおりであります。目標設定の考え方ですが、単年度の目標新規参入者数及び参入目標面積は、平成 29 年度の農業委員会事務の実施状況等の公表に基づき 10 経営体、

5.4ha とし、それぞれ毎年度の目標としております。(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法は、①関係機関との連携について、②企業参入の推進について、③農業委員会のフォローアップ活動についての各項目について記載しております。

最後となりますが、この指針は、本日議決を賜りましたら議決をもって策定となり、法の規定に基づき、遅滞なくホームページ等で公表することとしております。

以上で、農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定についての説明を終わります。

会長

この指針の策定については、農業委員会等に関する法律で、指針を定めようとするときは、農地利用最適化推進委員の意見を聴かなければならない。と規定されておりますことから、この議案に限り、推進委員の皆様も質疑に関する発言ができますことをご案内いたします。

なお、質疑の後に行う議案の採決については、これまでどおり、議決権を有する農業委員のみとなりますことを、合わせてご案内いたします。

それでは、ただいまの説明に対し、ご質疑等はございませんか。

三浦委員

はい。

会長

三浦委員。

三浦委員

1 ページの管内の農地面積 A と 2 ページの担い手への農地利用集積目標の管内の農地面積 A の数値が違うのはどうしてですか。

寺沢 GL

はい。1 ページの管内の農地面積と担い手への農地利用集積目標の農地面積が違いますのは、毎年5月に策定しております、農業委員会事務の実施状況等の公表についてに倣っているわけですが、遊休農地の解消目標面積の計算方法として、農地面積には、利用集積農地面積プラス遊休農地の面積を分母として計算するために、管内の農地面積のところ、ちょうど遊休農地の面積の分、現状の分をあえて足しているものです。これは農業委員会事務の実施状況等の公表についての表記の仕方と合わせたものです。以上です。

会長

よろしいでしょうか。

三浦委員

はい。

会長

その他ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご質疑等なしと認めます。  
委員の皆様にお伺いします。本案を承認することにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご異議なしと認めます。  
よって本案は承認することに決しました。

日程第7  
会長

次に、日程第7、報告第17号、農地法第3条の3の規定による相続等届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告願います。

深堀技師

事務局の深堀からご報告いたします。この案件は、相続等届出の11月分でございます。資料の11ページをお開き願います。

権利取得者、前権利者の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

今回の届出は、資料11ページ番号102番から資料14ページ番号112番までの計11件となっており、権利取得事由はいずれも相続でございます。また取得した権利の種類はいずれも所有権でございます。

なお、農業委員会によるあっせんの希望はなしとなっております。

いずれも申請内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご質疑なしと認めます。

日程第8、日程第9  
会長

次に、日程第8、報告第18号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について、及び日程第9、報告第19号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告願います。

大里主幹

事務局の大里からご報告いたします。この案件は、市街化区域内の4条、5条届出の11月分でございます。

まず4条からご報告申し上げます。資料の15ページをお開き願います。申請人の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりで

	<p>ございます。</p> <p>番号 26 番、転用目的は共同住宅 2 棟建築でございます。</p> <p>番号 27 番、転用目的は宅地分譲でございます。</p> <p>番号 28 番、転用目的は太陽光発電設備設置でございます。</p> <p>次ページをお開き願います。</p> <p>番号 29 番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。</p> <p>続いて、5 条につきましてご報告申し上げます。17 ページをお開き願います。譲受人の住所、氏名、及び譲渡人の住所、氏名、ならびに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。</p>
4 条 26 番	
4 条 27 番	
4 条 28 番	
4 条 29 番	
5 条 176 番～178 番	<p>番号 176 番、177 番、178 番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。</p> <p>次ページをお開き願います。</p>
5 条 179 番	番号 179 番、転用目的は事務所 1 棟建築、駐車場でございます。
5 条 180 番	番号 180 番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。
5 条 181 番	<p>番号 181 番、転用目的は宅地分譲でございます。</p> <p>次ページをご覧ください。</p>
5 条 182 番	番号 182 番、転用目的は駐車場でございます。
5 条 183 番	番号 183 番、転用目的は宅地分譲でございます。
5 条 184 番	<p>番号 184 番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。</p> <p>次ページをお開き願います。</p>
5 条 185 番～187 番	<p>番号 185 番、186 番、187 番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。</p> <p>次ページをご覧ください。</p>
5 条 188 番、189 番	番号 188 番、189 番、転用目的は店舗 1 棟建築でございます。
5 条 190 番	<p>番号 190 番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。</p> <p>次ページをお開き願います。</p>
5 条 191 番、192 番	<p>番号 191 番、192 番、転用目的は駐車場でございます。</p> <p>いずれも申請内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。</p> <p>以上、報告を終わります。</p>
会長	<p>ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
会長	ご質疑なしと認めます。
日程第 10 会長	<p>次に、日程第 10、報告第 20 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知についてを議題といたします。</p> <p>事務局から報告願います。</p>
深堀技師	事務局の深堀から、ご報告いたします。資料の 23 ページをお開き願います。届出人の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおり

18条15番

りでございます。

番号15番につきましては、農地法第3条賃貸借に係る合意解約で、補償等はなしとなっております。

通知年月日は、平成29年12月15日を予定しております。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご質疑なしと認めます。

会長

次に、日程第11、報告第21号、農地改良届出についてを議題といたします。

事務局から報告願います。

深堀技師

事務局の深堀から、ご報告いたします。資料の25ページをお開き願います。

届出人の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。11月は3件の届出がございましたが、いずれの届出も、着工年月日は不詳で、使用した土の採取場所も不明とのことです。

改良届出11番

番号11番。届出年月日、受理年月日及び報告年月日はいずれも、平成29年11月10日でございます。

改良届出12番

番号12番。届出年月日、受理年月日及び報告年月日はいずれも、平成29年11月27日でございます。

改良届出13番

番号13番。届出年月日、受理年月日及び報告年月日はいずれも、平成29年11月30日でございます。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご質疑なしと認めます。

以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。

(閉会 午後2時25分)